



島根県報

平成27年4月3日（金）

第2,687号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障 がい 福 祉 課) 2

島根県立はつらつ体育館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託の解除 (") 3

島根県立はつらつ体育館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の委託 (") 3

家畜伝染病の患畜の発生の届出 (畜 産 課) 3

【公 告】

平成27年度島根県狩猟免許試験の実施 (森 林 整 備 課) 4

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催 (") 6

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 8

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

宿舎の貸与の承認を受けた者が自動車保管場所の貸与を申請できる区画は、1区画に限らないこととした。（第6条の2関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「、1区画に限り」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター	浜田市長沢町1428番地6	平成27年4月1日
	介護予防通所介護	アルク ロング・レン		
株式会社RETICE	訪問看護	訪問看護ステーション	出雲市武志町182番地3	平成27年4月1日
	介護予防訪問看護	Relisa		
株式会社RETICE	居宅療養管理指導	訪問看護ステーション	出雲市武志町182番地3	平成27年4月1日
	介護予防居宅療養管理指導	Relisa		
株式会社恵風	訪問看護	訪問看護ステーション恵	益田市下本郷町221番地20	平成27年4月1日
	介護予防訪問看護	風		

島根県告示第273号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人海	しずく	浜田市熱田町716番地48	平成27年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社エスポワール	あおぞら児童クラブえすばす2	松江市西川津町2663-6	平成27年4月1日
合同会社花麗	くまろーず放課後等デイサービス	出雲市大社町遙堪1189	平成27年4月1日
社会福祉法人亀の子	かめっ子クラブⅡ	大田市長久町長久口267番地6	平成27年4月1日
特定非営利活動法人海	こなみ	浜田市熱田町716番地48	平成27年4月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人海	ヨット	浜田市熱田町716番地49	平成27年4月1日

島根県告示第274号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、松江市西嫁島一丁目3番24号株式会社M I しまねに委託していた島根県立はつらつ体育館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務については、平成27年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県立はつらつ体育館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務を平成27年4月1日から指定管理者の松江市浜乃木六丁目5番7号株式会社島根東亜建物管理に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第276号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の患畜及び疑似頭数	発生の場所	発生年月日	その他参考となる

	種類	患畜の区分		又は区域		べき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	飯南町	平成27年3月25日	ホルスタイン 県外導入牛

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成27年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて

	行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月21日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月28日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月1日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月5日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月11日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方55 雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール	県内全域
7月18日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
8月2日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市殿町1 島根県庁会議棟	県内全域
8月7日(金)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室

(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成27年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月15日（月）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月16日（火）	午前9時～	益田市美都町都茂1803-1 益田市美都総合支所	益田市（美都町）
6月16日（火）	午後1時30分～	益田市匹見町匹見イ1260	益田市（匹見町）

		匹見タウンホール	
6月17日(水)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町役場柿木分庁舎	吉賀町(柿木村)
6月17日(水)	午後1時30分～	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町六日市基幹集落センター	吉賀町(六日市)
6月17日(水)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町、飯南町
6月18日(木)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市
6月20日(土)	午前9時～	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町(日原町)
6月20日(土)	午後1時30分～	津和野町後田口66 津和野町町民センター	津和野町
6月21日(日)	午前9時～	益田市駅前町17-1 益田駅前ビルEAG A	益田市、津和野町、吉賀町
6月30日(火)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月1日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	邑南町
7月2日(木)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月3日(金)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月8日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月9日(木)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月9日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市)
7月10日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町、弥栄町)
7月15日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町)
7月15日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
7月16日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
7月17日(金)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月22日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
9月1日(火)	午前9時～	松江市東津田町1741-1	県内全域

松江合同庁舎

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年4月3日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1号 610キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 390キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成27年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

- 5 落札金額
灯油1キロリットル当たり 55,899円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年2月3日

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月3日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第7号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表益田警察署所在地の項を次のように改める。

益田警察署所在地	益田警察署内	益田市のうち染羽町、七尾町、本町、幸町、土井町、昭和町、三宅町、東町、多田町、大谷町、久々茂町、栃山町、岩倉町、波田町、下波田町、馬谷町、長沢町（益田警察署西益田駐在所の所管区の区域を除く。）、赤雁町、大草町、山折町、乙子町
----------	--------	--

本則の表益田警察署益田駅前交番の項を次のように改める。

益田警察署益田駅前交番	益田市駅前町	益田市のうち常盤町、有明町、水分町、元町、駅前町、栄町、赤城町、中島町、中須町、中吉田町、あけぼの東町、あけぼの西町、あけぼの本町、須子町、飯田町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目、久城町、乙吉町、下本郷町、津田町、遠田町
-------------	--------	--

附 則

この規則は、平成27年4月3日から施行する。